

23春闈 総務部長交渉 2051筆の反対署名の声届く 夏季休暇削減阻止!

削減反対署名を受け、市長と相談し今年度については、引き続き夏季休暇は7日、夏季促進3日を維持することとした。取得期間は規則上7月から9月末としているが、職場の状況に応じ前後の期間延長



部長 物価上昇率はメイア等でも取上げてあるが、賃金引上げの幅は追いついていない。大企業・中小企業でも違がある。一方で、公務員給与水準についても民間の実態という根拠がないと説明が出来

年度任用職員の時給（含む
給）についても最低1,500円以上とすること。地域経
済化が必要であり、官製ワーキングプアといわれるる
現状を自治体は乗り越えなければならない。
給与は生計費の観点が
必要であり、全職員の
賃金引上げが大切であ
る。

組合 課長交渉でも訴えたが、新型コロナ感染症が5類に移行しても職員の奮闘は続いており、人間が足りず各種休暇取得もままならない状況にある。夏季休暇の目的は心身の健康維持及び増進または家庭生活の充実のためであり、削減は認められるものではない。

組合は、皆さんから寄せられた夏季休暇削減の名を5月30日に総務部長へ提出、翌31日（水）春闘総務部長交渉を行いました。

2023年
6月15日(木)
第3584号

船橋市役所
職員労働組合
発行責任者
青木 賀一
編集責任者
榎 義明
Tel 047(436)3093
fax (436)3091
Eメール
f-kumiai@alpha.
ocn.ne.jp

の対応をし
ていぐ。

発生している。職場・そこで働く職員を守る安全配慮義務の観点から季節性のインフルエンザ等についても検討、ルール作りが必要。会計年度任用職員の病休の取扱いは現在3日、感染症は5日。

組合 会計年度任用職員の病気休暇について取得しにくいという声があり改善を求める。併せて、「□ナ5類移行に伴う感染症の扱いについて、管理者には全職員に対する安全配慮義務があり、集団感染防止の措置が必要、来庁者や施設利用者には高齢者や基礎疾患有する人もおり配慮が必要、無症状でも出勤を控えることは、職場・職員・利用者を守ることに繋がり、出勤の判断を各個人に行わせることは適切ではない。インフルエン

組合 公務員給与に関しては人事院勧告が基礎になると考へている。昨年の人勧では若年層だけで年配は上がりなかつた。物価の影響は若年層だけではない。金額が上がるものにして頂きたい。そういう声があれどこういふことはよく理解している。

地域経済としての面での話もあつたが、あくまで民間の給与水準を踏まえた人事院勧告の水準をどう見るかという判断。地域経済の活性化になると公務員の給与を上げればいいということではなく、事業者に対する直接の補助や低所得者に対する給付金で事業者・市民に直接的に支援する形で予算措置をしようと提案しているところ。

23春闘・夏季休暇削減問題での交渉は、夏季休暇削減については収束とし、23春闘課題は秋闘へ継続としました。
23秋季闘争に向けて取組んで行きましょう。

組合 放課後ルーム季パート職員、保育園職場など、必要な時期に必要数配置すること。保育園はプールの再開で監視員が必要、清掃センターは通年で会計年度職員を、という考え方になつてゐる。
部長 情報発信はしているが伝えきれていない部分がある、課長父涉時に周辺の公共施設等で情報発信できる機会があればしていきたいという話をした。違う取り組みもやつていきたいと考えてゐる。できるだけ努力していきたい。

組合 人員に関する事項
職員が足りず残業や各種休暇取得がしにくい状況がある。未だにサービス残業も行われている。
部長 人員配置はヒアリングで把握に努めている。前倒し採用もしつぶしが配置出来ていない職場があることについては申し訳ない。

連續した期間となつてゐる。国は有給はない。使い勝手、運用についての話は以前より聞いていたが、他市の状況を引き続き研究したい。感染症の取扱いであるが、社会を元に戻していくところの方向性は、職員の取扱い、市民に発信する情報、そういうものは同じように取り扱つていきたい。他市状況もうであるが今後の取扱いをどうしていくのが整理して考えたい。

「第2回中央委員会を開催しました

組合は、6月6日（火）本庁602会議室において第2中央委員会を開催しました。春闘・夏季休暇削減問題まとめ、この間の経過報告、今後の日程報告などの議題で行われ承認されました。

概要を掲載します。



まあ認の季組闘日参区と央との
しりの取ま休みの程加統共行し間書
た。議組と暇ま具確な一同動ての記
承案みめ削と体認どメのや、経長
認提日、減め的、の「船他春過よ
さ案程今問・な23主デ橋組闘報り
れが確後題夏取春な「地合中告こ

う無二ててビた参た生もをや春ら央員
れに耶ンいポスい加めのら秋職闘冒執会第
まとにグる！残こしに声い闘場の頭行は2
し呼し等がタ業とててもをいたいにで継挨委
た。びなもeルに、も交訴え繫の続拶員青中
かい有ラにつサら渉える思課で長木中央
けよ耶！出い！いに題、か

第2回中央委員会はリアル開催



部会で職人としての地位が減る一方で、組合員不足による職場の現状は、主に市長や議員などの公的立場から報告されました。

○とても大事な署名にご協力を○

現在以下の「千葉県の最低賃金をただちに時給1500円以上に引き上げるとともに、地域間格差の解消を求める要請書」、「物価高騰から生活を守る大幅賃上げを求める署名」、へのご協力をお願ひしています。どちらも賃金引上げに関わる大事な署名となります。

短期間での取組みとなりますがご協力よろしくお願いします。「用紙が足りない」「個人で署名したい」などありましたら、本庁地下1階組合事務室前の書棚に署名用紙を用意しております。署名した用紙は「組合BOX」に入れてください。

千葉県の最低賃金をただちに時給 1500 円以上に引き上げるとともに、

地域間格差の解消を求める要請書

千葉地方最低賃金審議会会長 様
厚生労働大臣 様

■ 西漢綱目 ■

労働基準法第一条は、「労働条件は、労働者が人たるに倣する生活を営むための必要な充たすべきものでなければならぬ」と定めています。私たちは8時間働きながら人間らしい生活ができる最低賃金の実現を求めます。

現在の千葉県における最低賃金は時給 984 円であり、法定労働時間で換算すると年収は 200 万円程度にしかならない状況にあります。この金額は年収 200 万円未満のワーキングプアと位置付けられる低所得者とはほぼ同じ

人事院総裁 川木 裕子 殿

物価高騰から
生活を守る
大幅賃上げを
求める署名

コロナ禍におけるサブプライムチェーンの混乱やロシアのウクライナ侵攻、急激な円安などの影響で消費者物価が急騰し、依然として終息の兆しが見えません。2023年2月の消費者物価指数は前年同月比で3.1%の上昇となりました。政府の電気・ガス料金の抑制策によって、前月から上昇率は鈍化したものの、真に物価上昇に直面がかったわけではなく、ひきつづき消費者物価指数は高水準を維持しています。実質賃金のマイナス傾向がつづかなかで、歴史的な物価高が労働者・住民を直撃し、生活悪化に拍車がかかっています。これ

度任用職員制度」のココがおかしい！では、自治労連弁護団の山口真美弁護士をコードネイターに、パネリストとして、はむねつと代表の渡辺百合子さん、毎日新聞の東海林智記者、専修大学経済学部の山縣宏寿准教授の3人を迎へ、会計年度任用職員制度の問題を深掘りしました。

自治労連は、6月11日（日）オンラインで「ほこい力」^{3,T} アクション1周年ミーティングを開催しました。

ほーイカ“3T”アクション 1周年ミーティング

した記事を紹介。「労働者の再生産に必要な賃金を決めるのに、生計費以外の要因＝支払い能力を加えているのは日本だけ」とし、「人を使っているのに、労働者として扱わないことが問題」と語気を強めました。さらに、人事院や総務省を取材する中で、「ほこイカアンケート」が、2022年12月の総務省通知のエビデンスになつていることがわかつたとし、「声をあげる」とが大切であり、そのためにあるのが労働組合、民間の非正規労働者との連帯が必要と強調しました。

最後に山口弁護士は、同じ仕事をしていれば同じ給料、同じ休みなどの労働条件は、いざれも当たり前の要求であるとし、自治労連弁護団として、待遇改善に尽力したいと、まとめました。